

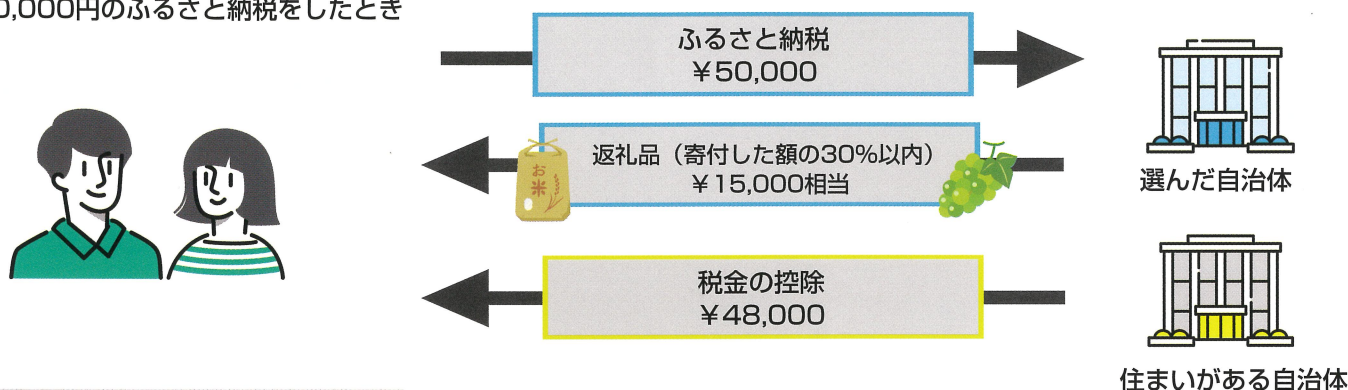
ふるさと納税

ふるさと納税って？

自分の選んだ自治体に寄付（ふるさと納税）した場合、寄付額のうち2,000円を超える部分について、所得税及び住民税から控除され、また寄付額の30%以内の返礼品をその自治体から受け取れる制度のことです。

※被災地支援など返礼品がない自治体もあります。また、自分の住まいがある自治体に寄付しても返礼品はもらえません。

例：50,000円のふるさと納税をしたとき



ふるさと納税の流れ

①自分の控除上限額を調べる

- ※寄附する際に上限額を超えるとその分は税金から控除されず自己負担になるため
- ※自分の控除上限額は、各ふるさと納税サイトでおおよそシミュレーションできます

②応援する自治体を選んで、寄付する（ふるさと納税）

③返礼品と寄付金受領書を受け取る

④ふるさと納税を行った翌年3月15日までに確定申告を行う（その際、寄付金受領書を添付）

⑤寄付額から2,000円を超える額が、所得税及び住民税から控除される

CHECK ワンストップ特例制度

確定申告が不要な給与所得者等で、1年間でふるさと納税の寄付先が5自治体以内である人はワンストップ特例制度を利用できます。ワンストップ特例制度とは、寄付先の自治体が寄付者の住所地市区町村に控除に必要な情報を連絡してくれるので、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄付金控除を受けられる制度のことです。

ワンストップ特例制度の場合は所得税からの控除はなく、全額住民税から寄付金控除が行われます。

※ワンストップ特例制度と確定申告の併用はできません

※令和6年12月現在の法令による

吉川和章税理士事務所



054-255-1872

〒420-0006 静岡市葵区若松町96-16



お電話または左記QRコードより
お気軽にお問い合わせください！